

利用請求に対する措置について

1 滋賀県公文書等の管理に関する条例（平成31年滋賀県条例第4号）

（利用請求に対する措置）

第16条 知事は、利用請求に係る特定歴史公文書等の全部または一部を利用させるときは、その旨の決定をし、利用請求者に対し、その旨および利用に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。

2 知事は、利用請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させないときは、その旨の決定をし、利用請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 知事は、第1項の決定のうち一部を利用させる旨の決定または前項の決定をしたときは、前2項に規定する書面に利用請求に係る特定歴史公文書等の一部または全部を利用させない理由を併せて記載しなければならない。

（利用決定等の期限）

第17条 前条第1項または第2項の決定（以下「利用決定等」という。）は、利用請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第13条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、知事は、利用請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間および延長の理由を書面により通知しなければならない。

（利用決定等の期限の特例）

第18条 利用請求に係る特定歴史公文書等が著しく大量であるため、利用請求があつた日から60日以内にその全てについて利用決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、知事は、利用請求に係る特定歴史公文書等のうちの相当の部分につき当該期間内に利用決定等をし、残りの特定歴史公文書等については相当の期間内に利用決定等をするれば足りる。この場合において、知事は、同条第1項に規定する期間内に、利用請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨およびその理由
- (2) 残りの特定歴史公文書等について利用決定等をする期限

2 甲賀市公文書等の管理に関する条例（令和3年甲賀市条例第10号）

（利用請求に対する決定）

第16条 市長は、利用請求に係る歴史公文書等の全部又は一部を利用させるときは、その旨の決定をし、利用請求者に対し、その旨及び利用に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。この場合において、当該決定が利用請求に係る歴史公文書等の一部を利用させる旨のものであるときは、併せてその理由を通知しなければならない。

2 市長は、利用請求に係る歴史公文書等の全部を利用させないときは、その旨の決定をし、利用請求者に対し、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

（利用決定等の期限）

第17条 前条第1項又は第2項の決定（以下「利用決定等」という。）は、利用請求があつた日から起算して30日以内にしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市長は、利用請求者に対し、遅滞なく延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（利用決定等の期限の特例）

第18条 利用請求に係る歴史公文書等が著しく大量であるため利用請求があつた日から起算して60日以内にその全てについて利用決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合に

は、前条の規定にかかわらず、市長は、利用請求に係る歴史公文書等のうちの相当の部分につき当該期間内に利用決定等をし、残りの歴史公文書等については相当の期間内に利用決定等を行うものとする。この場合において、市長は、同条第1項に規定する期間内に、利用請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの歴史公文書等について利用決定等をする期限

3 尼崎市公文書の管理等に関する条例（令和4年尼崎市条例第3号）

（利用決定等）

第18条 市長は、利用請求に係る特定歴史的公文書の全部又は一部を利用させるときは、その旨の決定をし、利用請求者に対し、書面によりその旨その他市長が別に定める事項を通知しなければならない。この場合において、当該決定が利用請求に係る特定歴史的公文書の一部を利用させる旨のものであるときは、併せてその理由を通知しなければならない。

2 市長は、利用請求に係る特定歴史的公文書の全部を利用させないときは、その旨の決定をし、利用請求者に対し、書面によりその旨及びその理由を通知しなければならない。

（利用決定等の期限）

第19条 前条第1項又は第2項の規定による決定（以下「利用決定等」という。）は、当該利用決定等に係る利用請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第15条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市長は、利用請求者に対し、遅滞なく、書面により延長後の期間及び延長の理由を通知しなければならない。

（利用決定等の期限の特例）

第20条 利用請求に係る特定歴史的公文書が著しく大量であるため、当該利用請求があった日から60日以内にその全てについて利用決定等をするにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、市長は、当該特定歴史的公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に利用決定等をし、当該部分以外の当該特定歴史的公文書については、相当の期間内に利用決定等をすれば足りる。この場合において、市長は、同条第1項に規定する期間内に、利用請求者に対し、書面により市長が別に定める事項を通知しなければならない。

4 近江八幡市情報公開条例（平成22年近江八幡市条例第14号）

（請求に対する決定及び通知）

第12条 実施機関は、前条の規定による請求があつたときは、請求のあつた日から起算して15日以内に、当該請求に係る公文書の公開又は非公開の決定をしなければならない。

2 実施機関は、前項の決定をしたときは、速やかに、当該決定の内容を公文書の公開を請求したもの（以下「請求者」という。）に書面により通知しなければならない。ただし、当該請求のあつた日に公文書の公開をする場合は、口頭により通知することができる。

3 前項の場合において、実施機関は、公文書の公開を非公開と決定（第9条第1項の規定による公文書の部分公開をする場合を含む。）したときは、その理由を併せて請求者に通知しなければならない。この場合において、公文書の公開を拒む理由がなくなる期日を明示することができるときは、その期日を明らかにしなければならない。

4 実施機関は、やむを得ない理由により第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、その期間をその満了する日の翌日から起算して30日を限度として、延長することができる。この場合において、その延長の期間及び理由を遅滞なく書面により通知しなければならない。

5 実施機関は、第1項の決定をする場合において、当該決定に係る公文書に市及び請求者以外のもの（以下

「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関が定めるところにより、当該第三者の意見を聴くことができる。

6 第1項から第4項までの規定は、公開の請求に係る公文書が存在しないこと、その他の理由により請求を拒否する場合に準用する。